（司法警察員の処置）

第百三十条　［略］

2　司法警察員は、前項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。

［一～三　略］

［3・4　略］

第九章　証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

（検察官との協議等における本部長の指揮）

第百八十二条の四　司法警察員は、次に掲げる事項を行うに当たつては、順を経て警察本部長に報告し、その指揮を受けなければならない。

一　刑訴法第三百五十条の六第一項の規定による検察官との協議

二　刑訴法第三百五十条の六第二項に規定する同法第三百五十条の四の協議における必要な行為

（供述の求め）

第百八十二条の五　刑訴法第三百五十条の六第二項の規定による供述の求めは、取調べと明確に区別して行わなければならない。

第十章　［略］

（関連事件の送致及び送付）

第百九十四条　第十二章（少年事件に関する特則）に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。

第十二章～第十九章　［略］

［一章ずつ繰り下げる。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（司法警察員の処置）

第百三十条　［同上］

2　司法警察員は、刑訴法第三十七条の二第一項に規定する事件について前項第二号に掲げる処置をとるに当たつては、被疑者に対し、次に掲げる事項を教示しなければならない。

［一～三　同上］

［3・4　同上］

［一章二条を加える。］

第九章　［同上］

第十章　［同上］

（関連事件の送致及び送付）

第百九十四条　第十一章（少年事件に関する特則）に規定する場合を除き、関連する事件は、原則として、一括して送致又は送付するものとする。

第十一章～第十八章　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

（少年警察活動規則の一部改正）

2　少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（準用規定） **第二十六条**　触法調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十二章の例によるものとする。	（準用規定） **第二十六条**　触法調査については、この節に規定するもののほか、その性質に反しない限り、犯罪捜査規範第十一章の例によるものとする。